

当初作成（案）と修正後（案）について

1. 当初条例（案）と修正後条例（案）について

	当初条例（案）	修正後条例（案）
条例第3条（定義）の第4号に土地所有者等を追加	記載なし	<u>(4) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。</u>
条例第6条（事業者の責務）第2項を修正	事故が発生したとき又は苦情及び紛争が生じたとき	事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたとき
条例第6条（事業者の責務）第3項を修正	事業者は、 <u>計画的に資金を積み立てること等により、太陽光発電設備の維持管理の実施に要する費用を確保しなければならない。</u>	事業者は、 <u>太陽光発電設備の維持管理計画書に基づき適切な管理に要する費用を確保しなければならない。</u>
条例第10条（周辺関係者への説明）を修正	届出をしようとする場合は、 <u>太陽光発電設備の設置に伴い、当該事業区域の周辺関係者に対し、</u>	届出をしようとする場合は、当該事業区域の周辺関係者に対し、
条例第16条（維持管理）を修正	災害又は生活環境等の保全 <u>上</u> に支障が生じないよう、	災害又は生活環境等の保全に支障が生じないよう、
条例第17条（標識の掲示）を追加	記載なし	<u>事業者は、条例第11条第1項の届け出をしてから、太陽光発電設備を除却するまでの間、設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。</u>

条例第 17 条（報告の徴収）	太陽光発電事業に <u>関し、報告又は資料の提出を</u>	太陽光発電事業に <u>関する報告又は資料の提出を</u>
条例第 18 条（報告の徴収）		
附則を変更	<u>（施行日）</u> 1 この条例は、<u>令和 2 年〇月〇日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 1 この条例の<u>規定は、施行日以後に第 11 条第 1 項の規定による届出をしようとする太陽光発電事業に適用する。</u> 2 この条例の<u>施行の際、現に太陽光発電設備を設置し、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している事業者で、当該太陽光発電設備が、第 3 条第 2 号に規定する太陽光発電事業に該当することとなるときは、前項の規定にかかわらずこの条例の関係規定を適用する。</u>	<u>（施行期日）</u> 1 この条例は、<u>令和 3 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>ただし、第 1 条から第 8 条までの規定は、交付の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 この条例の<u>施行前に川島町太陽光発電施設の設置に関する要綱（令和元年告示第 14 号）の規定により、届出その他の手続きをしなければならない事項で、この条例の施行日前にその手続きがされているものについては、この条例に別段の定めがあるものを除き、それぞれこの条例の相当の規定により手続きがなされているものとみなして、それぞれこの条例の規定を適用する。</u>

2. 当初施行規則（案）と修正後施行規則（案）について

	当初施行規則（案）	修正後施行規則（案）
施行規則第4条（事前協議の手続き）を修正	事前協議書（様式第1号） を町長に提出しなければならない。	事前協議書（様式第1号） 及び太陽光発電設備の維持 管理計画書（様式第2号） を町長に提出しなければならない。
施行規則第5条（周辺関係者への説明）第2号を修正	配布した図書の写し	配布した図書等の写し
施行規則第5条（周辺関係者への説明）第4号エを修正	確認することができる写真	確認することができる写真 等
施行規則第6条第2項第4号を修正	（4）太陽光発電設備の維持 管理計画（同設備の廃止後 において行う措置を含む）	（4）太陽光発電設備の維持 管理計画書（様式第2号）
施行規則第6条第2項第5号を追加	記載なし	（5）土地の所有者等の承諾 書（様式第6号）
施行規則第8条（標識の掲示）を追加	記載なし	第8条 条例第17条で定 める標識は、縦120セン チメートル以上、横90セ ンチメートル以上としなけ ればならない。
施行規則第11条（地位の承継）を追加	記載なし	第11条 条例第14条の 規定による届出は、地位承 継届出書（様式第13号） を町長に提出して行わなけ ればならない。
施行規則第12条（指導、助言及び勧告）を追加	記載なし	第12条 条例第19条第 1項の規定による指導又は

		助言は、<u>太陽光発電設備設置業指導・助言通知書（様式第14号）</u>により行うものとする。 2 <u>条例第19条第2項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書（様式第15号）</u>により行うものとする。 3 <u>条例第19号第3項の規定による報告は、太陽光発電設備設置事業是正報告書（様式第16号）</u>により行うものとする。
施行規則第13条（公表）を追加	記載なし	第13条 <u>条例第20条第1項の規定による公表は、川島町公告式条例（昭和29年川島町条例第5号）の規定による掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。</u> 2 <u>条例第20条第2項の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第17号）に、公表に関する弁明書（様式第18号）を添付して行うものとする。</u>
別表第1（第4条関係）（4）を修正	現況縦横断面図	現況縦横断面図

様式第 1 号～第 1 8 号を追 加	記載なし	別紙
------------------------	------	----